

声 明

(旧優生保護法及び優生手術に関する国家賠償事件における札幌地裁判決について)

令和3年1月15日

旧優生保護法訴訟大阪弁護団

本日、札幌地裁において、旧優生保護法及び優生手術に関する国家賠償請求事件の一審判決（以下「本判決」という。）が言い渡された。

本判決は、旧優生保護法が憲法13条、憲法14条1項及び憲法24条2項に違反する旨判示し、旧優生保護法の制定は違法であるとも判示した。

しかしながら、除斥期間の経過、すなわち優生手術の時から20年の時の経過のみをもって国の責任が免除され、原告の被害に対する救済の途を断つ判断をした。

この判断は、札幌地裁の裁判体として、上記のとおり、被告（国）の行為が複数の憲法上項に違反する重大な違法行為であることを自覚しながら、時の経過のみによって被告（国）に無罪放免を言い渡すものであって、不当かつ非人道的な判決と言わざるを得ない。

旧優生保護法訴訟大阪弁護団として、本判決に対し、遺憾の意を表明し、司法府の責務を何ら果たすことのなかった札幌地裁の裁判体に対しても、同じく遺憾の意を表明する。

大阪弁護団としては、大阪における訴訟活動に一層尽力する所存であり、他地域を含め、国による非人道的かつ残虐な行為によって人生を奪われた被害者の無念を晴らすべく活動することを表明する。

他地域においても結論において同様の判断が下されているが、これ自体が、障害者差別の繰り返しにほかならず、決して許すことはできない。

以 上